



=地区街づくりの検討状況をお知らせします=

(ただいま考え方!)

第21号 2010年2月

小田急金森泉自治会街づくりを考える会

- アンケートへのご協力ありがとうございます。多くの方に納得いただけるルール作りを目指し、引き続きアンケートを行いますので今後ともよろしくお願ひいたします。なお、前回のアンケートにまだお答え頂いていない方は、今回の分と合わせて提出していただきますようお願いします。
- 前回の結果は、ただいま集計中です。来月号から集計結果を順次ご報告できそうです。

小田急金森泉地区 地区街づくりプラン（案）アンケート (その2)

- ▶回答はあなたのお考えに近い選択肢に○をつけてください。
- ▶別紙の回答用紙のみご提出ください。
- ▶2月末日までに班長さんへ渡してください。

問1は前回のアンケートの問1と同じ内容ですが、街づくりの基本的な方向性に対する考え方と、各ルールに対するお考えとの関係を教えて頂きたいので、お手数ですがご記入ください。【次ページへ】

(次回の定例会の予定) 2010年3月7日(日) 10時から

ふれあいもみじ館2F どなたでも気軽に参加ください。

定例会はいつも日曜日に行っていますが、お仕事などの都合で参加できない方もいらっしゃることでしょう。意見交換会を隨時行いますので、お問い合わせください。

街づくりを考える会へのご意見やお問い合わせは2班 船橋

tel: 042(795)9423/E-mail: adn75950@rio.odn.ne.jpへお願いします。

問1 金森泉自治会には、10項目の建築協約があります。その遵守のため、これまで自治会長をはじめ役員の皆さんのが大変な労力をかけて建主へ協力のお願いをしてきました。それでも建築協約だけでは、街の環境が守られないこともありました。

こうした状況を改善するために、住環境を形成する重要な項目については、あらかじめ条例や法律に基づく街づくりのルールを定めてはどうかと考えています。このことについてあなたはどのようにお考えですか？

1. 良いと思う
2. 条例や法律のルールを活用することは

問題がある。 → 理由も記入してください

問2 建築協約では「建物高さ9m以下。地階を除く階数は2以下。」としています。今回の提案では、「建築物の高さは9m以下とし、高度地区の北側斜線は遵守することとしています。階数については、日照など近隣への影響はないので制限の必要が無く、建物内部デザインの自由度を持たせた方が良いと考えています。

このルールにより、戸建て住宅にふさわしい日当たりが確保され、周囲の街並みと調和した良好な住環境を確保することができると思われます。

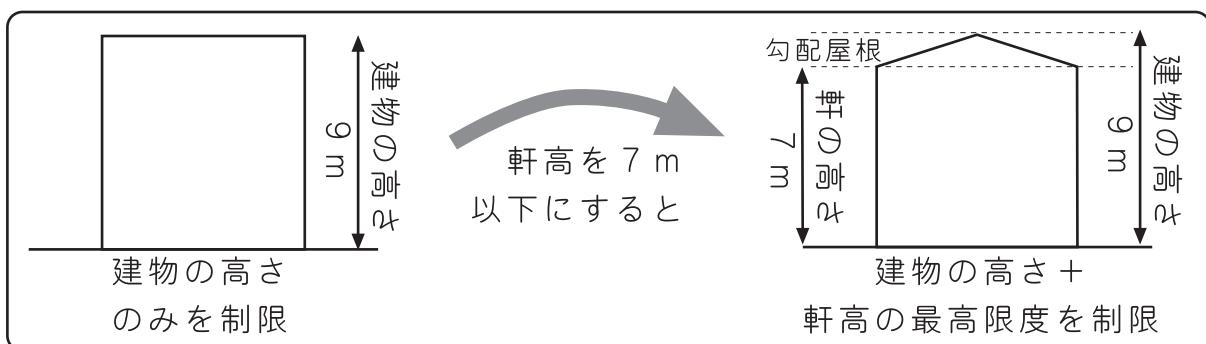
この案について、どのように思われますか？

1. 良いと思う
2. この提案では問題がある 
3. どちらとも言えない  → 理由も記入してください

【参考】 地区内の都市計画では10m、31mの2種類の高さ制限が指定されています。しかし、同じような戸建て住宅の街並みが連続しており、これまで同じ協約を運用してきたことから、地区全体を同じルールで考えることとしました。

～日当たりがよく良好な住環境を守るためにルール～

問3 建築協約では「軒の高さを6.5m以下にする」としています。今回の提案では「軒の高さを7m以下にする」ことを提案しています。軒の高さを一定高さ以下とすることの効果は、建物の高さの最高限度との組み合わせで、勾配屋根の住宅が多くなり、(下図参照)隣接地への日照の配慮につながると考えています。また、街並みの風格向上につながるものと期待しています。



今回の提案では、軒高は6.5mから7mに変更することを提案していますが、これは、町田市内の同様な環境保全を進めている街で定めている数値です。この基準でも同様の効果が保たれていることから7mとすることにしました。

この案についてどのように思われますか？

1. 良いと思う
 2. この提案では問題がある
 3. どちらとも言えない
- 理由も記入してください

【参考】高さに関する提案ルールのまとめ（12号もご覧ください）

	都市計画 (高度地区)	建築協約	新しい街づくり ルール（案）
建築物の 最高高さ	10m / 31m 北側斜線制限あり	9m	9m 北側斜線制限あり
軒の高さ	なし	6.5m	7m
階数の制限	なし	地下を除き2階まで	なし

問4 その他、何かあればご自由にどうぞ

ルール項目別のアンケートはあと2回実施します。

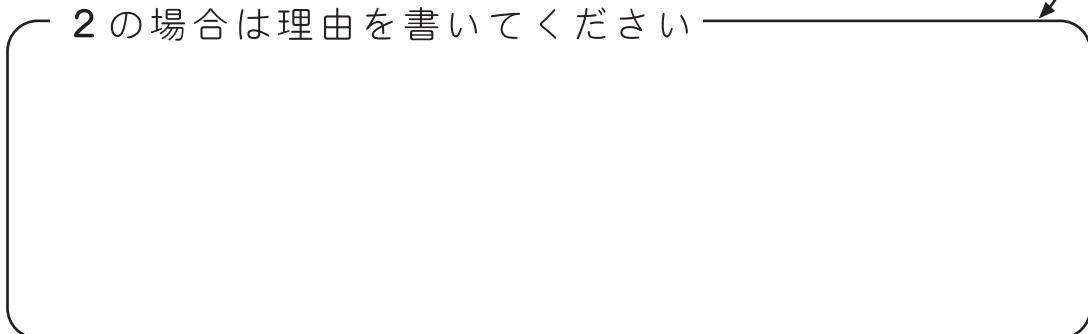
次回は壁面後退に関するルールです。

小田急金森泉地区 地区街づくりプラン（案）アンケート回答用紙

締め切りは2月28日（日）です。この回答用紙のみをお手元の封筒に入れて班長さんへ提出してください。

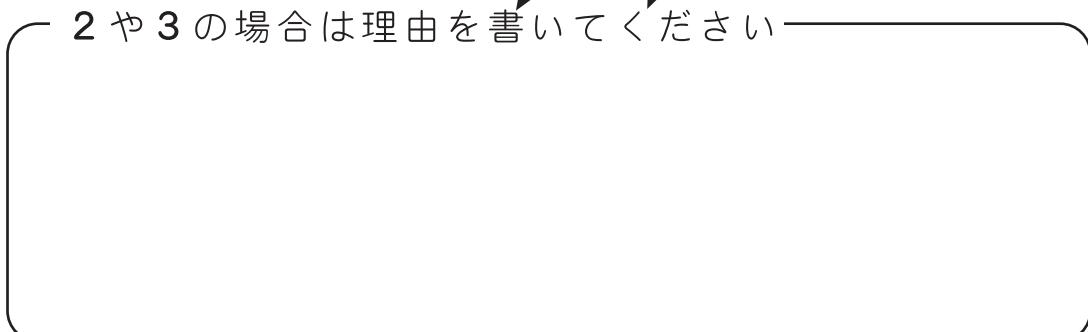
問1 1. 良いことだと思う

2. 条例や法律のルールを活用することは問題がある
2の場合は理由を書いてください



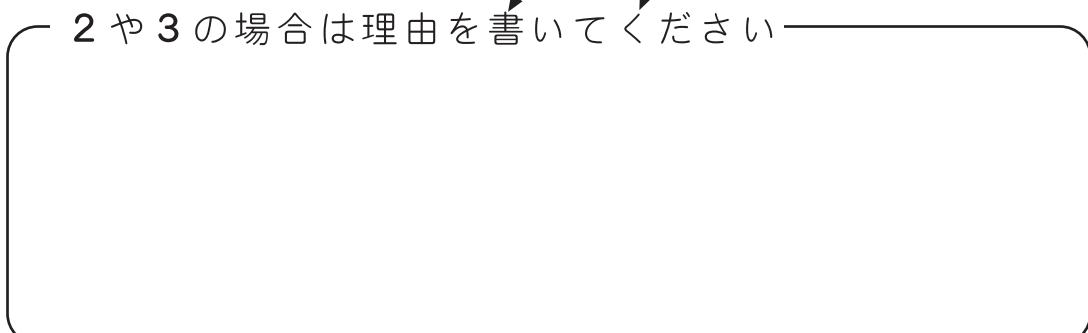
問2 1. この提案で良いと思う

2. この提案では問題がある
3. どちらとも言えない
2や3の場合は理由を書いてください



問3 1. この提案で良いと思う

2. この提案では問題がある
3. どちらとも言えない
2や3の場合は理由を書いてください



問 4 自由意見